

令和7年度

町会定時総会資料

日時:令和7年4月5日(土),午前10時

場所:油川市民センター

案件:1号議案 令和6年度事業報告

監査報告

2号議案 令和6年度決算報告

3号議案 規約・規定改正

4号議案 役員改選

5号議案 令和7年度事業計画

6号議案 令和7年度予算

その他(親睦旅行 等)

添付資料

- ・令和7年度 会員名簿
- ・令和6年度 日の出町会関係行事一覧

1号議案

令和6年度 日の出町会事業報告

地球温暖化や異常気象に翻弄されながらも日の出町会(以下本会と称する)の活動は大過なく推移することができました。これもひとえに会員の皆様のご協力のたまものと感謝しております。ただ、会員数は減少傾向にあり、6年度会員数は114世帯でしたが、7年度には111世帯になる予想です。それでは以下に、日の出町会関係行事一覧表に沿って事業報告をいたします。

1. 生命の安全と生活の安寧のために、本会の第3回目となる防災講習会を開催するとともに、油川連合町会主催の避難訓練にも参加しました。
2. 親睦を図るための事業としては柏ロマン荘への日帰り親睦旅行、油川市民センターにおける健康ウォーキング、新年会を実行したところです。
3. 環境の整備、美化事業としては春、秋の道路除草作業を実施しました。この事業には油川連合町会から助成金の補助がありました。
また、ゴミ収集所(クリーンボックス)No.3の扉の修繕およびNo.5の橋げたの取り換え工事を行いました。特にNo.5の橋げたは木造のため腐食が激しく進行していて、クリーンボックスが川に落ちる寸前でした。これをスチールの橋げたに取り替える大工事を行いました。
さらに、毎年配布しているゴミ袋について、例年通り三択の希望制での配布を実施し、6年度は燃えないゴミ用の袋も付けました。
4. 本会の活動を紹介するために「日の出町会通信」の発行とホームページの開設を行っています。今年の通信はNo.13, 14, 15の3回発行しました。ホームページも随時内容を更新しています。
5. 油川連合町会、油川社会福祉協議会の行事や、油川地区の他団体との連携を積極的に図ってきたところです。
6. 運営面では4月の総会を皮切りに、年4回の役員会の開催、年6回の三役会を開き、本会のスムーズな運営を図ってきたところです。

以上、簡単ではございますが、令和6年度の本会の事業報告といたします。

監査報告されました

2号議案

令和6年度 決算報告書(町会会計・ゴミ収集場積立金会計)

ホームページでは公開しません

3号議案

日の出町 町会規約（改定部分に網掛け）

（名称・事務所）

第1条 この会は、日の出町会（以下「本会」という）と称し、主たる事務所を会長宅に置く。

（会員・組織）

第2条 本会は、日の出町に居住する世帯を会員として組織する。

（目的）

第3条 本会は、会員相互の親睦と、会員の健康と福祉の増進を図ることに努め、以って安全・安心で住みよい町会づくりを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）会員相互の親睦に関する事業
- （2）健康および福祉の増進に関する事業
- （3）資源ごみの回収、ごみの分別収集、ごみの減量化等に関する事業
- （4）防災、防犯、および交通安全に関する事業
- （5）地域の美化に関する事業
- （6）関係機関及び各種団体との連携協力に関する事業
- （7）その他本会の目的達成に必要と認められる事業

（会員の入退会）

第5条 本会への会員の入会及び退会については、随時可能とする。

（会費）

第6条 本会の会員会費は年会費とし、その額は総会において定める。

ただし、会員に特別の事情があるときは、会費を免除することができる。

また、すでに納入した会費は返還しないものとする。

（役員）

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------------|------------|
| （1）会長 | 1名 |
| （2）副会長 | 1名 |
| （3）会計 | 1名 |
| （4）理事 | 若干名 |
| （5）監事 | 2名 |
| （6）班長役員 | 数名(班の数分だけ) |

（役員を選任等）

第8条 会長、副会長、会計、**理事**、監事は、総会において会員の中から選出する。

2 監事と会長、副会長、会計及び**理事**は、相互に兼任できない。

3 班長役員は、各班の班長がこれにあたる。

4 役員（班長役員を除く）には**手当**を供することとし、その金額は総会において決定する。

(役員の職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

3 会計は、本会の財産の管理及び会計事務を担当する。

4 理事は、本会の会計・監査業務を除く庶務全般を担当する。

5 監事は、財産の状況および事務の執行状況を監査し、その結果を総会において報告する。

(役員の任期)

第10条 班長役員以外の役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(班及び班長)

第11条 本会の運営を円滑に行うために、区域を分けて班を置く。

2 班には班長を置き、班長は原則として輪番制とし、その任期は1年とする。

3 班長は、役員会における班長役員となる。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会および三役会とする。

2 会議は会長が招集し、その議長は会長がこれにあたる。

(会議の議決)

第13条 会議における議事は、出席者の過半数の同意を持って決定する。

(総会)

第14条 総会は、本会の最高決議機関とし、毎年1回4月に定時総会を開催する。

また、会員の3分の1以上の申し出があったときには臨時総会を開催できる。

2 総会は、次の事項を決議する。

(1) 事業報告及び収支決算の承認

(2) 事業計画及び収支予算の決定

(3) 規約の制定及び変更

(4) 役員の選任(班長役員は除く)

(5) その他必要と認める重要事項

(総会議事録)

第15条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(役員会)

第16条 役員会は、役員をもって構成し、次の事項を議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他会務の執行に関する事項

(三役会)

第17条 三役会は、会長・副会長・会計をもって構成する。三役会では、役員会に諮る事項の立案について検討する。

2 行事の準備・運営に関わる立案の時は、理事も加わるものとする。

(経費)

第18条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入を持ってこれに充てる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第20条 本会は、規約、役員名簿、会員名簿、議事録、予算決算書、財産目録、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

附則

この規約は令和4年4月2日から施行する。

昭和58年4月1日に制定された「日の出町 町会会則」は、廃止する。

令和7年4月5日一部改定。

慶弔（慰）規定（改正部分に網掛け）

第1条 本規定は、日の出町会の会員世帯に対し適用する。

第2条 本規定を適用する範囲および贈呈する金額の基準は次のとおりとする。

(1) 著しい火災または、風水害を受けた場合、役員が実情調査のうえ見舞金をおくる。

(2) 会員及び世帯員死亡の場合、3000円の香典をおくる。

(3) 町会長、副会長、会計、理事、監事の交替にあたり、次年度にそのいずれにも選任されなかった場合、応分の記念品をおくる。

第3条 前各条規定以外で、本規定の趣旨に該当すると認められる事態が生じた場合、もしくは特に事情があると認められる場合は、その都度役員会で決定する。

附則 本規定は、平成6年4月1日から施行する。

令和4年4月2日一部改定。

令和7年4月5日一部改定。

4号議案 役員改選は、ホームページでは公開しません

5号議案

令和7年度 事業計画

日の出町会は、自分たちの住んでいる地域の安全、安心、そして美しいまちづくりのため今年度は以下の事業を計画します。

1. 会員相互の交流・親睦を図るために

- ① 総会の開催〈4月5日〉
- ② 日帰り親睦旅行〈7月12日（土）予定：平川市 津軽おのえ温泉 福家〉
やや詳細な計画は、その他で説明
- ③ 健康ウォーキング等〈野木和公園、一応10月を予定〉
- ④ 防犯研修会：詐欺被害にあわないために（食事会付き、11月想定）
- ⑤ 「通信」の発行（年3回予定）
- ⑥ ホームページの更新（行事等終了後、速やかに）

2. 防災意識高揚のために

地区合同の避難訓練への積極参加推奨〈時期未定〉

3. 美しい町会づくりのために

- ① 道路脇の除草〈年2回、5月、10月を予定〉
- ② ごみの分別収集

特に、毎月第2土曜日と第4土曜日に回収している「有価資源ごみによる収入」は町会財政の大きな収入源になっています〈ゴミ問題会議からの補助金を除いた額で、令和4年度10万1千円、令和5年度9万4千円、令和6年度8万4千円と減少の傾向にあります〉。

新聞紙、雑紙、雑誌、ダンボール紙、アルミ缶、等は第2土曜日または第4土曜日にお出しいただくと助かります〈通年〉

- ③ ゴミ袋の配布〈昨年度と同量（450用40枚など3択）予定、5月予定〉

昨年度実施した出来高分の増量（燃えないゴミ用20枚）は、今年度はありません。

- ④ クリーンボックス〈ごみ収集場〉の整備・整頓〈通年〉

各事業実施の詳細につきましては、その都度決まり次第、回覧板でお知らせいたします。

6号議案 令和7年度 予算案については、ホームページでは公開しません

その他(親睦旅行 等)

① 日帰り親睦旅行について

期日 令和7年7月12日(土)

参加費 3000円(当日徴収)

行先 津軽おのえ温泉 福家(平川市)

日程 出発 10時 赤坂酒店前(送迎バスにて:25人乗り)

猿賀神社 10時45分 蓮池を散策(20分)

猿賀神社より5分で会場到着 11時10分頃

会食開始 11時30分から12時(会食前に記念撮影、写真後日配布)

会食は椅子席で、和食。乾杯用飲み物あり(アルコール類を含む)

会食・ゲーム等のあと、自由時間(入浴等)

入浴:タオル・バスタオルやシャンプーセットなど含まれる

会場出発 14時ころ

途中、浪岡の道の駅に立ち寄り。約20分。

赤坂酒店前到着 15時30分頃

詳細は、6月に入ってから回覧板にて(チラシ作成します)

② 町会費(年額3000円)の徴収について

- ・4月19日(土)より、各班長が徴収する。(年金支給日後徴収に配慮)

- ・一括徴収とし、町会長名・町会印の領収書を発行

- ・令和7年度より会費徴収時に、ごみ袋希望調査もしてもらう。(班長の役目を減らすため)

添付資料

会員名簿 は、ホームページでは公開しません

令和 6 年度 日の出町会関連行事

令和 7 年 4 月 5 日現在

月日(曜日)	行事	場所(会場)	備考
4/6(土)	日の出町会総会	油川市民センター	出席者 15 名
5/26(日)	春の除草奉仕作業 7:00~8:30	油川中学校脇の川沿	参加者 11 名
6/1(土)	ごみ袋(三択の希望制)配布		毎戸配布
6/1(土)	第 1 回役員会 10:00~12:00	油川市民センター	出席者 7 名
6/14(金)	ゴミ分別事典(40 ページ)配布		毎戸配布
6/21(金)	ふるさと海岸草刈り		2 名参加
7/6(土)	親睦旅行	柏ロマン荘	参加者 16 名
7/8(月)	「日の出町会通信 No. 13」発行		毎戸配布
7/20(土)	第 2 回役員会 10:00~12:00	油川市民センター	出席者 6 名
7/28(日)	油川ねぶた合同運行(19:00~)		
8/3(土)	墓前祭(11:00~)	浄満寺	
8/5(月)	ふるさと海岸海水浴場補助監視員派遣	ふるさと海岸	4 名
8/17(土)	油川地域合同盆踊り(18:00~20:00)	油川市民センター	
9/13(土)	第 3 回役員会	油川市民センター	出席者 2 名
9/16(月)	敬老会	油川市民センター	
9/29(日)	秋の除草奉仕作業 7:00~8:30	油川中学校脇の川沿	参加者 11 名
10/14(月)	レク(健康ウォーキング代替え)	油川市民センター	参加者 13 名
11/	「日の出町会通信 No. 14」発行		毎戸配布
11/10(日)	野木和公園野外音楽祭(10:00~17:30)	野木和公園	
11/12(火)	青森市町会連合会女性部会会議	アウガ	2 名参加
11/16(土)	クリーンボックス No5 橋げた交換(修繕)		橋げた腐敗のため
11/17(日)	油川連合町会主催避難訓練		町会から 6 名参加
11/23(土)	3 世代交流餅つき大会	油川市民センター	手伝い 3 人参加
1/13(月)	防災講習会兼新年会(10:00~13:00)	油川市民センター	15 名参加
2/13(木)	「日の出町会通信 No. 15」発行		毎戸配布
3/4(火)	会計監査、三役会(14:00~17:00)	副会長宅	
3/15(土)	第 4 回役員会(10:00~12:00)	油川市民センター	出席者 8 名
3/31(月)	三役会(10:00~12:00)	副会長宅	
令和 7 年 4/5(土)	令和 7 年度 日の出町会総会	油川市民センター	出席者 15 名